

(3) 埋却地の十分な確保等

勸告	説明図表番号
<p>口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザなどの患畜等の死体については、家畜伝染病のまん延を防止するため、埋却又は焼却することとされ、飼養衛生管理基準において、埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずることが義務付けられており（家畜伝染病予防法第 12 条の 3 及び同法施行規則第 21 条）（注 1）、この準備措置の中には、埋却、焼却又は化製処理を円滑に行うため、事業者との打合せやあらかじめ近隣住民等の承諾取り付けに向けた説明等を行うことが含まれている。</p>	<p>表 3-(2)-① （再掲） 表 2-(3)-① （再掲）</p>
<p>このため、農林水産省は、家畜の所有者が都道府県知事に行う定期報告（家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 1 項）に、「埋却の用に供する土地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無」及び「焼却施設又は化製場の近隣住民その他の関係者への焼却又は化製の実施に関する説明及び当該説明に対する当該関係者の承諾の有無」を記載した書類の添付を義務付けている（家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の 2）。（注 1）</p>	<p>表 2-(3)-② （再掲）</p>
<p>（注 1）これらの規定は、平成 22 年に宮崎県で発生した口蹄疫への対応に係る「口蹄疫対策検証委員会報告書」（平成 22 年 11 月 24 日口蹄疫対策検証委員会）において、「埋却地の確保や了解の取付けに時間がかかりすぎた」との防疫対策上の問題点が指摘されたことを受け、23 年の家畜伝染病予防法の改正において追加されたものである。</p>	<p>表 3-(3)-①</p>
<p>また、農林水産省は、家畜の所有者における埋却地、焼却又は化製措置の確保が十分ではない場合の補完手段の 1 つとして、移動式焼却炉 4 台、移動式レンダリング装置 1 台を配備しており（注 2）、都道府県が事前にこれらの設備を活用した処理計画を定めておけば使用が可能であるとしている。</p> <p>（注 2）移動式焼却炉を、動物検疫所中部空港支所名古屋出張所に 3 台（組立型 2 台、非組立型 1 台）、動物検疫所門司支所に 1 台（非組立型）配備し、また、移動式レンダリング装置を、動物検疫所中部空港支所名古屋出張所に 1 台配備している。</p>	<p>表 3-(3)-②</p>
<p>一方、埋却地に関しては、平成 27 年 1 月に佐賀県で発生した高病原性鳥インフルエンザの対応において、埋却予定地から地下水が出たことから別の土地を確保する必要が生じた例にみられるように、その適地性も問題となる。このため、農林水産省は、「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル～口蹄疫の感染拡大を防ぐために～」（平成 23 年 10 月）及び「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」において、埋却地について、①地理的、地形的要件、②作業・管理要件を参考にしながら、事前に選定し、原則として発生農場内、あるいは農場の近接地に確保するよう求めている。</p>	<p>表 3-(3)-③、④</p>
<p>今回、調査対象 17 道府県における埋却地等の確保状況、埋却等の実施に対する近隣住民等からの承諾取得の状況及び埋却地の適地性の確認状況を調査した結果、以下のとおり、埋却地等の確保が必ずしも十分でなく、また、埋却等の実施に対する近隣住民等からの承諾取得が低調となっており、さらに、埋却地の適地性の確認が行われていないなどの状況がみられた。</p>	

① 埋却地等の確保状況

調査した 17 道府県において、平成 26 年 2 月時点で埋却地等を確保している農場（飼養されている全ての家畜分の埋却地等を確保している農場）の割合は、17 道府県全体で約 81%であり、畜種別では、乳用牛農場約 87%、肉用牛農場約 78%、豚農場約 80%、採卵鶏農場約 88%、肉用鶏農場約 90%となっている。

しかしながら、道府県別にみた場合、表 1 のとおり、確保率 60%未満のものが乳用牛農場で 2 県、肉用牛農場で 6 道府県、豚農場で 4 道府県、採卵鶏農場で 1 県みられた（注 3）。

（注 3）埋却地等の確保状況について、農林水産省は、「埋却地等の確保の状況について」（平成 24 年 1 月 11 日付け 23 消安第 4929 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、毎年、都道府県に対し、畜種ごとに報告を求めており、当該報告の「確保等」の区分のうち、「自己所有地」、「借地」、「焼却」、「レンダリング」（化製）及び「その他」を集計したものである（以下同じ）。なお、大阪府においては、報告対象となる肉用鶏農場がないため、調査対象は 16 道県となる。

表 3-(3)-⑤-i、ii

表 1 埋却地等を確保している農場の割合（畜種別・都道府県別）

確保農場の割合	乳用牛農場	肉用牛農場	豚農場	採卵鶏農場	肉用鶏農場
0～20%未満	—	—	—	—	—
20～40%未満	—	1 県 宮城県 32.2%	—	—	—
40～60%未満	2 県 宮城県 43.5% 秋田県 48.0%	5 道府県 秋田県 44.8% 岩手県 49.8% 大阪府 50.0% 鳥取県 52.7% 沖縄県 57.9%	4 道府県 宮城県 40.7% 大阪府 45.5% 沖縄県 58.9% 秋田県 59.4%	1 県 沖縄県 58.5%	—
60～80%未満	3 道府県 岩手県 64.1% 大阪府 78.8% 鳥取県 79.5%	1 県 群馬県 79.4%	2 県 鳥取県 61.9% 愛知県 73.6%	4 県 宮城県 61.9% 鳥取県 66.7% 秋田県 76.9% 群馬県 78.2%	3 県 岩手県 67.8% 宮城県 77.2% 群馬県 79.5%
80%以上	12 道県 沖縄県 81.0% 島根県 87.1% 群馬県 88.0% 新潟県 90.0% 北海道 90.8% 愛知県 93.1% 鹿児島県 96.6% 栃木県 97.0% 熊本県 98.8% 福岡県 98.9% 山梨県 100% 宮崎県 100%	10 道県 北海道 86.3% 愛知県 87.4% 新潟県 88.2% 鹿児島県 90.0% 栃木県 91.2% 島根県 93.9% 福岡県 96.2% 熊本県 98.2% 宮崎県 99.9% 山梨県 100%	11 道県 鹿児島県 80.8% 岩手県 81.6% 群馬県 83.5% 福岡県 83.6% 北海道 87.1% 栃木県 87.6% 熊本県 89.9% 新潟県 91.7% 宮崎県 96.9% 山梨県 100% 島根県 100%	12 道府県 岩手県 83.9% 愛知県 85.2% 鹿児島県 88.8% 栃木県 90.5% 福岡県 90.9% 大阪府 92.0% 熊本県 92.0% 島根県 93.1% 北海道 95.5% 新潟県 99.0% 宮崎県 99.6% 山梨県 100%	13 道府県 沖縄県 84.6% 鳥取県 85.1% 北海道 85.2% 愛知県 85.7% 栃木県 87.5% 秋田県 88.5% 福岡県 90.7% 鹿児島県 94.2% 新潟県 95.5% 熊本県 98.0% 宮崎県 98.5% 山梨県 100% 島根県 100%

（注）「埋却地等の確保の状況について」に基づく 17 道府県の農林水産省に対する報告（平成 26 年分）を基に当省が作成した。

また、平成 26 年 2 月時点で埋却地等が確保されている飼養頭羽数の割合は、17 道府県全体で約 85%であり、畜種別では、乳用牛農場約 90%、肉用牛農場約 83%、豚農場約 78%、採卵鶏農場約 86%、肉用鶏農場約 84%となっている。

しかしながら、道府県別にみた場合、表 2 のとおり、確保率 60%未満のものが乳用牛農場で 2 県、肉用牛農場で 4 県、豚農場で 3 府県、採卵鶏農場で 1 県みられた。

表 2 埋却地等が確保されている飼養頭羽数の割合（畜種別・都道府県別）

確保頭羽数の割合	乳用牛農場	肉用牛農場	豚農場	採卵鶏農場	肉用鶏農場
0～20%未満	—	—	1 府 大阪府 3.6%	—	—
20～40%未満	—	1 県 宮城県 39.6%	—	—	—
40～60%未満	2 県 秋田県 48.7% 宮城県 55.5%	3 県 秋田県 52.1% 鳥取県 52.9% 岩手県 59.7%	2 県 宮城県 46.6% 沖縄県 55.2%	1 県 秋田県 54.6%	—
60～80%未満	2 県 岩手県 65.9% 鳥取県 77.7%	5 府県 大阪府 67.1% 沖縄県 67.7% 島根県 69.9% 群馬県 77.8% 愛知県 77.8%	5 県 秋田県 60.6% 愛知県 63.8% 鹿児島県 68.3% 鳥取県 70.1% 熊本県 78.6%	3 県 愛知県 72.7% 島根県 73.1% 栃木県 73.3%	5 道県 北海道 61.4% 群馬県 62.6% 岩手県 67.4% 福岡県 76.7% 秋田県 78.3%
80%以上	13 道府県 大阪府 81.5% 愛知県 82.6% 沖縄県 84.5% 群馬県 86.2% 新潟県 87.6% 北海道 91.9% 島根県 93.8% 鹿児島県 97.1% 栃木県 97.5% 熊本県 98.2% 福岡県 98.4% 山梨県 100% 宮崎県 100%	8 道県 新潟県 83.4% 鹿児島県 84.5% 北海道 84.8% 栃木県 90.3% 熊本県 94.7% 福岡県 95.1% 宮崎県 99.9% 山梨県 100%	9 道県 岩手県 81.4% 栃木県 84.0% 新潟県 83.5% 北海道 88.3% 宮崎県 89.3% 群馬県 91.0% 福岡県 92.0% 山梨県 100% 島根県 100%	13 道府県 岩手県 84.4% 鹿児島県 86.8% 群馬県 89.0% 鳥取県 89.1% 熊本県 89.5% 新潟県 89.7% 宮城県 90.5% 大阪府 91.7% 福岡県 93.3% 沖縄県 96.8% 北海道 97.9% 宮崎県 98.2% 山梨県 100%	11 府県 鳥取県 84.6% 新潟県 85.5% 栃木県 87.0% 沖縄県 87.4% 鹿児島県 87.6% 宮城県 88.2% 愛知県 89.3% 熊本県 96.6% 宮崎県 98.2% 山梨県 100% 島根県 100%

(注)「埋却地等の確保の状況について」に基づく 17 道府県の農林水産省に対する報告（平成 26 年分）を基に当省が作成した。

以上のとおり、道府県別にみると、必ずしも、埋却地等が十分確保されているとはいえない状況となっている。

調査した道府県の中には、埋却地等が十分確保されていない原因として、家畜の所有者における所有地の不足や県内の適地不足、使用可能な焼却施設の不足などを挙げているが、こうした状況に対し、埋却地等を確保できない家畜の所有者に対す

表 3-(3)-⑤-
i、ii（再掲）

表 3-(3)-⑥

る対応として、移動式レンダリング装置や移動式焼却炉を活用した処理計画を定めるまでの対応は行われていない。

② 埋却等の実施に対する近隣住民等からの承諾取得の状況

調査した 17 道府県において、平成 26 年 2 月時点で埋却地等を確保している 4 万 2,722 農場のうち、埋却、焼却等の実施に対して近隣住民等の承諾を得ているものは 17 道府県全体で 3,874 農場（約 9%）と極めて低調であり、表 3 のとおり、近隣住民等の承諾を全く得られていないものが、乳用牛農場で 4 府県、肉用牛農場で 5 府県、豚農場で 8 府県、採卵鶏農場で 6 府県、肉用鶏農場で 7 県みられた。

表 3-(3)-⑤-i、ii
(再掲)

表 3 埋却等の実施に対する近隣住民等からの承諾取得状況（畜種別・都道府県別）

確保農場の割合	乳用牛農場	肉用牛農場	豚農場	採卵鶏農場	肉用鶏農場
0%	4 府県 栃木県、大阪府 島根県、沖縄県	5 府県 栃木県、大阪府 島根県、福岡県 沖縄県	8 府県 栃木県、山梨県 愛知県、大阪府 鳥取県、島根県 福岡県、沖縄県	6 府県 岩手県、群馬県 大阪府、鳥取県 島根県、沖縄県	7 県 岩手県、栃木県 群馬県、山梨県 鳥取県、島根県 沖縄県
～10%未満	12 県 愛知県 0.3% 鳥取県 0.8% 新潟県 0.9% 熊本県 0.9% 群馬県 1.1% 福岡県 1.2% 鹿児島県 3.1% 宮崎県 3.3% 岩手県 5.3% 宮城県 5.6% 秋田県 8.5% 山梨県 8.6%	11 県 愛知県 1.0% 山梨県 1.7% 群馬県 2.6% 鹿児島県 2.9% 鳥取県 3.2% 熊本県 3.5% 岩手県 3.7% 新潟県 4.1% 宮崎県 4.3% 宮城県 4.7% 秋田県 8.0%	7 県 群馬県 0.6% 熊本県 2.3% 新潟県 2.5% 宮崎県 2.8% 秋田県 3.2% 鹿児島県 4.8% 岩手県 6.7%	10 県 新潟県 0.5% 福岡県 1.5% 愛知県 1.9% 鹿児島県 2.0% 宮崎県 2.2% 栃木県 3.2% 宮城県 3.8% 熊本県 3.8% 山梨県 4.5% 秋田県 6.7%	8 県 鹿児島県 1.8% 福岡県 2.0% 宮崎県 2.3% 愛知県 2.8% 新潟県 4.8% 熊本県 5.1% 秋田県 5.4% 宮城県 6.8%
10～40%未満	—	1 道 北海道 31.5%	2 道県 宮城県 10.0% 北海道 21.5%	1 道 北海道 12.1%	1 道 北海道 17.4%
40%以上	1 道 北海道 40.2%	—	—	—	—

(注) 「埋却地等の確保の状況について」に基づく 17 道府県の農林水産省に対する報告（平成 26 年分）を基に当省が作成した。

このように埋却等の実施に対する近隣住民等からの承諾取得状況が極めて低調となっている理由について、調査した府県では、家畜伝染病発生前に説明しても、近隣住民等の理解が得られないばかりか、かえって反発を招くことが危惧されるためとしており、家畜の所有者に対する指導及び支援にちゅうちょしている状況がみられた。

表 3-(3)-⑦

しかしながら、平成 22 年に宮崎県で口蹄疫が発生した際、「大規模に飼養してい

表 3-(3)-①

る畜産農家を中心に、埋却地を確保していない畜産農家が多かった。また、宮崎県は、自己所有地での埋却が困難である場合の対応について具体的な検討をしていなかった。このため、発生後、埋却地の確保を試みたものの、掘ってみて地下水が出たり、住民の反対などで早期の確保が出来なかった。このことが、発生地でのウイルス量を増やし、感染を拡大させた一因となった」（「口蹄疫対策検証委員会報告書」）と指摘されている。したがって、このような事態を未然に防ぐ意味から、事前に埋却等の実施に対する近隣住民等への説明及びその承諾を得ておくことは、発生時における迅速かつ円滑な埋却等のために重要であると考えられる。

一方、農林水産省は、埋却等の実施に対する近隣住民等の承諾取得が極めて低調である状況について、「埋却地等の確保の状況について」に基づく都道府県からの報告により承知しているにもかかわらず、都道府県に対し、これまで特段の指導及び助言を行っていない。

(再掲)

③ 埋却地の適地性の確認状況

調査した 17 道府県(注 4)における埋却地の適地性の確認状況を調査したところ、11 県においては、立入検査等の際に、地理的、地形的要件及び作業・管理要件を踏まえ、埋却地の適地性について目視で確認するなどの対応を行っているのがみられた一方、6 道府県（北海道（網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所）、岩手県（県南家畜保健衛生所）、群馬県（中部家畜保健衛生所）、新潟県、大阪府（大阪府家畜保健衛生所）、熊本県（中央家畜保健衛生所））においては、特段の対応を行っておらず、中には、県内の土地は、地質、地下水、水位などの点で埋却地に適さないものが大部分であるとしながらも適地性を確認していないもの（群馬県（中部家畜保健衛生所）及び新潟県）もみられた。

表 3-(3)-⑧

特段の対応を行っていない 6 道府県では、適地性を確認していない理由について、管内の農場数が多いこと、適地性を確認する時間的な余裕がないことなどを挙げているが、埋却地の適地性を目視で確認する程度であれば、立入検査時の確認事項として実施することとしても、大きな負担とはならないものと考えられる。

また、埋却地の適地性を確認している場合であっても、当省の調査において、県が面積は十分で埋却にも問題なしと評価した土地の中に、内水面との距離が近接なもの（1 件）及び文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 93 条の規定に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地であるもの（1 件）が含まれており、国防疫マニュアルを踏まえると適地性に疑問がある例もみられた。

表 3-(3)-⑨

（注 4）調査した家畜保健衛生所だけでなく、道府県本庁担当課に対する調査でも同様の状況となっていることが確認されたため、道府県単位としている。

【所見】

したがって、農林水産省は、家畜伝染病の患畜等の埋却、焼却等が迅速かつ的確に行われるよう、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県に対し、家畜の所有者による埋却地等の確保を促進するとともに、それが十分確保できない場合は、移動式レンダリング装置や移動式焼却炉を活用した処理計画をあらかじめ定めておくよう指導すること。

<p>② 都道府県に対し、埋却等の実施に対する近隣住民等への説明及びその承諾取得が進むよう、適切な助言を行うこと。</p> <p>③ 都道府県に対し、家畜の所有者が確保した埋却地の適地性について、国防疫マニュアルで示された要件を踏まえて、立入検査時に併せて確認を行い、家畜の所有者に対して適切な指導を行うよう指導すること。</p>	
---	--

表 3-3-① 「口蹄疫対策検証委員会報告書」（平成 22 年 11 月 24 日口蹄疫対策検証委員会）における埋却地の確保に関する指摘内容（抜粋）

<p>第 2 今回の防疫対応の問題点</p> <p>5 発生時に備えた準備の在り方</p> <p>(3) 口蹄疫の防疫指針では、埋却などのまん延防止措置については原則として農場経営者が行い、都道府県は場所の確保に努めるように指導、助言を行うとされている。</p> <p>しかし、大規模に飼養している畜産農家を中心に、埋却地を確保していない畜産農家が多かった。また、宮崎県は、自己所有地での埋却が困難である場合の対応について具体的な検討をしていなかった。このため、<u>発生後、埋却地の確保を試みたものの、掘ってみて地下水が出たり、住民の反対などで早期の確保が出来なかった。</u>このことが、発生地でのウイルス量を増やし、感染を拡大させた一因となった。</p> <p>(以下略)</p> <p>7 早期の殺処分・埋却などの在り方</p> <p>(4) <u>埋却地の確保や了解の取付けに時間がかかりすぎた。</u></p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 3-3-② 「飼養衛生管理基準の改正に関する Q & A」（農林水産省作成）（抜粋）

<p>Q40. 移動式レンダリング車や移動式焼却炉の使用予定をもって処理方法を確保したことになりますか。</p> <p>(答)</p> <p><u>地域全体の処理計画の中に、移動式レンダリング車や移動式焼却炉による処理を組み込むことは可能ですが、各農家が個別に、当該車両の使用を見込んで埋却地を確保していない場合には、処理方法を確保したことにはなりません。</u></p> <p>※ <u>地域全体の処理計画とは、都道府県や市町村の単位で作成された、公用地を用いた埋却計画や焼却施設を利用した焼却計画のことをいいます。</u></p>

(注) 下線は当省が付した。

表 3-(3)-③ 「口蹄疫に関する防疫作業マニュアル～口蹄疫の感染拡大を防ぐために～」
 (平成 23 年 10 月農林水産省消費・安全局動物衛生課)における埋却地の選定
 に関する内容(抜粋)

VI. 埋却作業

2. 埋却地の選定と試掘

(1) 殺処分家畜を運搬する際にウイルスを散逸させるリスクがあるため、埋却地は、原則として発生農場内、あるいは農場の近接地に確保しましょう。実際に口蹄疫が発生してから埋却地を選定するのでは遅いので、以下に示す要件を参考にしながら、事前に選定しておきましょう。(中略)

[埋却地に関する要件]

①地理的、地形的要件

ア) 周辺の民家、道路、鉄道等との距離

イ) 内水面、飲用水源等との距離

- ・ 河川、湖、池等に近い場所は避ける必要があります。(諸外国では、30～100m 離れていることが選定条件になっています。)
- ・ 井戸(飲用水取水池を含む)に近い場所や飲用水源の上流域、さらに、地下水位が高い場所は避ける必要があります。(諸外国では、井戸から 30～150m 離れていることが選定条件になっています。)
- ・ 文化財が埋蔵されていないことも確認しておきましょう。

ウ) 地形

土砂崩れや侵食などが起きにくい場所を選びましょう。特に、傾斜地や窪地を埋却地として考える場合、大雨が降った場合でも問題はないかを十分に検討しておく必要があります。

エ) 土質

岩や砂利を多く含んでいると、掘削が難しくなります。

②作業・管理要件

ア) 周辺環境

できるだけ、人や家畜、あるいは野生動物が近づかない場所を選びましょう。

イ) 飼養頭数

家畜の種類や埋却方法によって必要面積は違ってきますが、飼養頭数に見合った広さの埋却地を確保しておきましょう。

ウ) 作業の動線

殺処分家畜の搬入や重機を用いた作業が円滑にできるかは非常に重要です。掘削する埋却溝の位置と作業の動線を確認しておきましょう。

エ) 埋却地の用途

3 年間の発掘禁止期間が経過した後であれば、埋却地を利用することができますが、その際の利用方法についても検討しておきましょう。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 3-(3)-④ 「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル～本病の感染拡大を防ぐために～」(平成 23 年 12 月農林水産省消費・安全局動物衛生課)における埋却地の選定に関する内容(抜粋)

VI. 埋却作業 2. 埋却地の選定と試掘

(1) 死体等を運搬する際にウイルスを拡散させるリスクがあるため、埋却地は原則として発生農場内、あるいは農場の近接地に確保しましょう。実際に本病が発生してから埋却地を選定するのでは遅いので、以下に示す要件を参考にしながら、事前に選定しておきましょう。(中略)

[埋却地に関する要件]

①地理的、地形的要件

ア 周辺の民家、道路、鉄道等との距離

イ 内水面、飲用水源等との距離

- ・ 河川、湖、池等に近い場所は避ける必要があります。(諸外国では、30～100m 離れていることが選定条件になっています。)

- ・ 井戸(飲用水取水池を含む)に近い場所や飲用水源の上流域、さらに、地下水位が高い場所は避ける必要があります。(諸外国では、井戸から 30～150m 離れていることが選定条件になっています。)

ウ 地形

土砂崩れや侵食などが起きにくい場所を選びましょう。特に、傾斜地や窪地を埋却地として考える場合、降雨時に雨水の貯留、流入等が起きる可能性はないかを十分に検討しておく必要があります。

エ 土質

岩や砂利を多く含んでいると、掘削が難しくなります。

②作業・管理要件

ア 周辺環境

できるだけ、人や家畜、あるいは野生動物が近づかない場所を選びましょう。

イ 飼養頭数

参考資料 3 を参考にして飼養羽数に見合った広さの埋却地を確保しておきましょう。

ウ 作業の動線

死体等の搬入や重機を用いた作業が円滑にできるかは非常に重要です。掘削する埋却溝の位置と作業の動線を確認しておきましょう。

エ 埋却地の用途

3 年間の発掘禁止期間が経過した後であれば、埋却地を利用することができますが、その際の利用方法についても検討しておきましょう。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表3-3-③-⑤-i 調査対象17道府県における埋却地、焼却又は化製措置の確保状況及び近隣住民等の承諾状況(平成26年2月時点)(畜種別)

畜種	報告のあった農場数(A)	うち、埋却地を確保している農場数(B)	埋却地確保割合(B/A)	焼却又は化製の措置を確保している農場数(C)	その他の措置で確保している農場数(D)	確保農場数計E(B+C+D)	農場数の確保率(E/A)	Eのうち近隣住民等承諾済農場数(F)	近隣住民等の承諾率(F/E)	報告のあった頭羽数(G)	うち、埋却地が確保されている頭羽数(H)	埋却地確保割合(H/G)	焼却又は化製の措置が確保されている頭羽数(I)	その他の措置で確保されている頭羽数(J)	確保頭羽数計K(H+I+J)	家畜数の確保率(K/G)	
																	報告のあった農場数(A)
牛	乳用	11,939	10,023	86.1%	60	49	10,132	87.1%	2,354	23.2%	1,089,105	969,881	89.1%	7,584	3,834	981,299	90.1%
	肉用	33,259	24,987	75.1%	121	729	25,837	77.7%	1,309	5.1%	1,602,441	1,284,167	80.1%	9,633	28,407	1,322,207	82.5%
豚	豚	3,116	2,419	77.6%	19	57	2,495	80.1%	105	4.2%	5,484,830	4,036,419	73.6%	24,125	191,549	4,252,093	77.5%
	採卵	2,489	1,723	69.2%	385	78	2,186	87.8%	59	2.7%	76,072,141	61,611,948	81.0%	852,704	3,157,548	65,622,200	86.3%
鶏	肉用	2,313	1,833	79.2%	13	226	2,072	89.6%	47	2.3%	99,520,142	70,923,752	71.3%	265,977	12,330,548	83,520,277	83.9%
	合計	52,816	40,985	77.6%	598	1,139	42,722	80.9%	3,874	9.1%	183,768,659	138,826,167	75.5%	1,160,023	15,711,886	155,698,076	84.7%

表3-3-③-⑤-ii 調査対象17道府県における埋却地、焼却又は化製措置の確保状況及び近隣住民等の承諾状況(平成26年2月時点)(道府県別畜種別)

調査対象道府県	畜種	報告のあった農場数(A)	うち、埋却地を確保している農場数(B)	埋却地確保割合(B/A)	焼却又は化製の措置を確保している農場数(C)	その他の措置で確保している農場数(D)	確保農場数計E(B+C+D)	農場数の確保率(E/A)	Eのうち近隣住民等承諾済農場数(F)	近隣住民等の承諾率(F/E)	報告のあった頭羽数(G)	うち、埋却地が確保されている頭羽数(H)	埋却地確保割合(H/G)	焼却又は化製の措置が確保されている頭羽数(I)	その他の措置で確保されている頭羽数(J)	確保頭羽数計K(H+I+J)	家畜数の確保率(K/G)
北海道	牛	6,207	5,555	89.5%	58	20	5,633	90.8%	2,264	40.2%	755,982	684,872	90.6%	7,559	2,121	694,552	91.9%
	豚	1,982	1,642	82.8%	19	49	1,710	86.3%	538	31.5%	456,576	377,656	82.7%	5,658	3,918	387,232	84.8%
	鶏	240	202	84.2%	4	3	209	87.1%	45	21.5%	587,807	501,092	85.2%	16,155	1,960	519,207	88.3%
	採卵	243	227	93.4%	2	3	232	95.5%	28	12.1%	7,108,200	6,906,488	97.2%	1,207	51,500	6,959,195	97.9%
	肉用	27	23	85.2%	0	23	23	85.2%	4	17.4%	5,224,994	3,208,799	61.4%	0	0	3,208,799	61.4%
計	8,699	7,649	87.9%	83	75	7,807	89.7%	2,879	36.9%	14,133,559	11,678,907	82.6%	30,579	59,499	11,768,985	83.3%	
宮城県	牛	538	234	43.5%	0	0	234	43.5%	13	5.6%	22,953	12,739	55.5%	0	0	12,739	55.5%
	豚	3,183	1,020	32.0%	3	1	1,024	32.2%	48	4.7%	79,724	31,515	39.5%	47	6	31,568	39.6%
	鶏	172	67	39.0%	3	0	70	40.7%	7	10.0%	210,402	98,015	46.6%	95	0	98,110	46.6%
	採卵	84	52	61.9%	0	0	52	61.9%	2	3.8%	5,819,794	5,264,056	90.5%	0	0	5,264,056	90.5%
	肉用	57	44	77.2%	0	0	44	77.2%	3	6.8%	2,483,809	2,189,609	88.2%	0	0	2,189,609	88.2%
計	4,034	1,417	35.1%	6	1	1,424	35.3%	73	5.1%	8,616,682	7,595,934	88.2%	142	6	7,596,082	88.2%	
岩手県	牛	949	608	64.1%	0	0	608	64.1%	32	5.3%	41,992	27,668	65.9%	0	0	27,668	65.9%
	豚	4,245	2,112	49.8%	0	0	2,112	49.8%	78	3.7%	88,057	52,554	59.7%	0	0	52,554	59.7%
	鶏	147	109	74.1%	3	8	120	81.6%	8	6.7%	425,250	327,588	77.0%	608	18,059	346,255	81.4%
	採卵	112	72	64.3%	0	22	94	83.9%	0	0.0%	6,473,372	4,673,789	72.2%	0	788,056	5,461,845	84.4%
	肉用	400	192	48.0%	0	79	271	67.8%	0	0.0%	24,737,148	10,273,219	41.5%	0	6,397,929	16,671,148	67.4%
計	5,853	3,093	52.8%	3	109	3,205	54.8%	118	3.7%	31,765,819	15,354,818	48.3%	608	7,204,044	22,559,470	71.0%	
秋田県	牛	123	59	48.0%	0	0	59	48.0%	5	8.5%	5,642	2,747	48.7%	0	0	2,747	48.7%
	豚	975	421	43.2%	0	16	437	44.8%	35	8.0%	19,998	10,086	50.4%	0	341	10,427	52.1%
	鶏	106	63	59.4%	0	0	63	59.4%	2	3.2%	285,819	173,135	60.6%	0	0	173,135	60.6%
	採卵	39	29	74.4%	0	1	30	76.9%	2	6.7%	2,100,559	1,130,957	53.8%	0	15,451	1,146,408	54.6%
	肉用	104	90	86.5%	0	2	92	88.5%	5	5.4%	307,315	233,805	76.1%	0	6,858	240,663	78.3%
計	1,347	662	49.1%	0	19	681	50.6%	49	7.2%	2,719,333	1,550,730	57.0%	0	22,650	1,573,380	57.9%	
栃木県	牛	802	778	97.0%	0	0	778	97.0%	0	0.0%	55,649	54,268	97.5%	0	0	54,268	97.5%
	豚	900	821	91.2%	0	0	821	91.2%	0	0.0%	90,629	81,861	90.3%	0	0	81,861	90.3%
	鶏	145	127	87.6%	0	0	127	87.6%	0	0.0%	368,943	309,968	84.0%	0	0	309,968	84.0%
	採卵	105	94	89.5%	1	0	95	90.5%	3	3.2%	3,924,721	2,875,457	73.3%	158	0	2,875,615	73.3%
	肉用	24	21	87.5%	0	0	21	87.5%	0	0.0%	472,061	410,663	87.0%	0	0	410,663	87.0%
計	1,976	1,841	93.2%	1	0	1,842	93.2%	3	0.2%	4,912,003	3,732,217	76.0%	158	0	3,732,375	76.0%	

調査対象道府県	畜種	報告のあった農場数(A)	うち、埋却地を確保している農場数(B)	埋却地確保割合(B/A)	焼却又はは化製の措置を確保している農場数(C)	その他の措置で確保している農場数(D)	確保農場数計(B+C+D)	農場数の確保率(E/A)	Eのうち近隣住民等承諾済農場数(F)		近隣住民等の承諾率(F/E)	報告のあった頭羽数(G)	うち、埋却地が確保されている頭羽数(H)	埋却地確保割合(H/G)	焼却又はは化製の措置が確保されている頭羽数(I)	その他の措置で確保されている頭羽数(J)	確保頭羽数計K(H+I+J)	家畜数の確保率(K/G)
									近隣住民等承諾済農場数(F)	承諾済農場数(F)								
群馬県	牛	510	449	88.0%	0	0	449	88.0%	5	5	1.1%	33,875	29,205	86.2%	0	0	29,205	86.2%
	肉用	494	391	79.1%	0	1	392	79.4%	10	10	2.6%	55,728	43,356	77.8%	0	0	43,356	77.8%
	豚	212	177	83.5%	0	0	177	83.5%	0	0	0.6%	509,585	463,527	91.0%	0	0	463,527	91.0%
	採卵	179	139	77.7%	1	0	140	78.2%	0	0	0.0%	7,868,222	7,001,696	89.0%	4	0	7,001,700	89.0%
	鶏	44	35	79.5%	0	0	35	79.5%	0	0	0.0%	1,530,414	958,035	62.6%	0	0	958,035	62.6%
計	1,439	1,191	82.8%	1	1	1,193	82.9%	16	16	1.3%	9,997,824	8,495,819	85.0%	4	0	8,495,823	85.0%	
新潟県	牛	240	216	90.0%	0	0	216	90.0%	2	2	0.9%	8,427	7,379	87.6%	0	0	7,379	87.6%
	肉用	246	217	88.2%	0	0	217	88.2%	9	9	4.1%	13,468	11,229	83.4%	0	0	11,229	83.4%
	豚	133	121	91.0%	0	1	122	91.7%	3	3	2.5%	189,344	156,888	82.9%	0	1,302	158,190	83.5%
	採卵	417	69	16.5%	344	0	413	99.0%	2	2	0.5%	7,779,354	6,351,745	81.6%	626,990	0	6,978,735	89.7%
	鶏	22	8	36.4%	13	0	21	95.5%	1	1	4.8%	613,948	259,209	42.2%	265,977	0	525,186	85.5%
計	1,058	631	59.6%	357	1	989	93.5%	17	17	1.7%	8,604,541	6,786,450	78.9%	892,967	1,302	7,680,719	89.3%	
山梨県	牛	70	69	98.6%	0	1	70	100.0%	6	6	8.6%	3,987	3,973	99.6%	0	14	3,987	100.0%
	肉用	60	56	93.3%	0	4	60	100.0%	1	1	1.7%	6,281	6,231	99.2%	0	50	6,281	100.0%
	豚	24	23	95.8%	0	1	24	100.0%	0	0	0.0%	20,717	18,797	90.7%	0	1,920	20,717	100.0%
	採卵	44	41	93.2%	0	3	44	100.0%	2	2	4.5%	513,701	482,831	94.0%	0	30,870	513,701	100.0%
	鶏	19	16	84.2%	0	3	19	100.0%	0	0	0.0%	476,442	380,992	80.0%	0	95,450	476,442	100.0%
計	217	205	94.5%	0	12	217	100.0%	9	9	4.1%	1,021,128	892,824	87.4%	0	128,304	1,021,128	100.0%	
愛知県	牛	376	349	92.8%	1	0	350	93.1%	1	1	0.3%	35,967	29,706	82.6%	18	0	29,724	82.6%
	肉用	342	297	86.8%	2	0	299	87.4%	3	3	1.0%	40,953	31,502	76.9%	348	0	31,850	77.8%
	豚	258	187	72.5%	3	0	190	73.6%	0	0	0.0%	336,871	208,009	61.7%	7,029	0	215,038	63.8%
	採卵	243	199	81.9%	7	1	207	85.2%	4	4	1.9%	10,176,905	7,342,845	72.2%	42,326	13,950	7,399,121	72.7%
	鶏	42	36	85.7%	0	0	36	85.7%	1	1	2.8%	1,368,018	1,221,418	89.3%	0	0	1,221,418	89.3%
計	1,261	1,068	84.7%	13	1	1,082	85.8%	9	9	0.8%	11,958,714	8,833,480	73.9%	49,721	13,950	8,897,151	74.4%	
大阪府	牛	33	25	75.8%	1	0	26	78.8%	0	0	0.0%	1,497	1,213	81.0%	7	0	1,220	81.5%
	肉用	12	6	50.0%	0	0	6	50.0%	0	0	0.0%	768	514	66.9%	1	0	515	67.1%
	豚	11	3	27.3%	2	0	5	45.5%	0	0	0.0%	6,847	172	2.5%	76	0	248	3.6%
	採卵	25	1	4.0%	22	0	23	92.0%	0	0	0.0%	81,081	1,200	1.5%	73,181	0	74,381	91.7%
	鶏	0	0	-	0	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	0	-
計	81	35	43.2%	25	0	60	74.1%	0	0	0.0%	90,193	3,099	3.4%	73,265	0	76,364	84.7%	
鳥取県	牛	156	124	79.5%	0	0	124	79.5%	1	1	0.8%	10,482	8,145	77.7%	0	0	8,145	77.7%
	肉用	300	154	51.3%	0	4	158	52.7%	5	5	3.2%	18,991	8,327	43.8%	0	1,724	10,051	52.9%
	豚	42	24	57.1%	0	2	26	61.9%	0	0	0.0%	68,129	40,778	59.9%	0	6,986	47,764	70.1%
	採卵	18	10	55.6%	2	0	12	66.7%	0	0	0.0%	615,799	482,942	78.4%	65,516	0	548,458	89.1%
	鶏	67	29	43.3%	0	28	57	85.1%	0	0	0.0%	3,127,991	1,003,136	32.1%	1,642,389	0	2,645,525	84.6%
計	583	341	58.5%	2	34	377	64.7%	6	6	1.6%	3,841,392	1,543,328	40.2%	65,516	1,651,099	3,259,943	84.9%	
鳥根県	牛	132	115	87.1%	0	0	115	87.1%	0	0	0.0%	10,486	9,837	93.8%	0	0	9,837	93.8%
	肉用	996	935	93.9%	0	0	935	93.9%	0	0	0.0%	31,798	22,240	69.9%	0	0	22,240	69.9%
	豚	12	12	100.0%	0	0	12	100.0%	0	0	0.0%	36,209	36,209	100.0%	0	0	36,209	100.0%
	採卵	29	22	75.9%	4	1	27	93.1%	0	0	0.0%	1,006,872	672,998	66.8%	42,122	21,200	736,320	73.1%
	鶏	5	5	100.0%	0	0	5	100.0%	0	0	0.0%	303,310	303,310	100.0%	0	0	303,310	100.0%
計	1,174	1,089	92.8%	4	1	1,094	93.2%	0	0	0.0%	1,388,675	1,044,594	75.2%	42,122	21,200	1,107,916	79.8%	

調査対象道府県	畜種	報告のあった農場数(A)	うち、埋却地を確保している農場数(B)	埋却地確保割合(B/A)	焼却又は化製の措置を確保している農場数(C)	その他の措置で確保している農場数(D)	確保農場数計E(B+C+D)	農場数の確保率(E/A)	Eのうち近隣住民等承諾済農場数(F)		近隣住民等承諾率(F/E)	報告のあった頭羽数(G)	うち、埋却地が確保されている頭羽数(H)	埋却地確保割合(H/G)	焼却又は化製の措置が確保されている頭羽数(I)	その他の措置で確保されている頭羽数(J)	確保頭羽数計K(H+I+J)	家畜数の確保率(K/G)
									近隣住民等承諾済農場数(F)	承諾率(F/E)								
福岡県	牛	262	257	98.1%	0	2	259	98.9%	3	1.2%	15,542	15,542	97.9%	0	76	15,618	98.4%	
	肉用	157	149	94.9%	0	2	151	96.2%	0	0.0%	20,815	20,815	94.0%	0	237	21,052	95.1%	
	豚	61	48	78.7%	1	2	51	83.6%	0	0.0%	61,660	61,660	77.2%	12	11,882	73,554	92.0%	
	採卵	143	130	90.9%	0	0	130	90.9%	2	1.5%	3,303,195	3,303,195	93.3%	0	0	3,303,195	93.3%	
	鶏	54	49	90.7%	0	0	49	90.7%	1	2.0%	1,288,743	988,143	76.7%	0	0	988,143	76.7%	
	計	677	633	93.5%	1	6	640	94.5%	6	0.9%	4,948,029	4,389,355	88.7%	12	12,195	4,401,562	89.0%	
熊本県	牛	653	645	98.8%	0	0	645	98.8%	6	0.9%	46,487	46,487	98.2%	0	0	46,487	98.2%	
	肉用	2,675	2,589	96.8%	0	39	2,628	98.2%	92	3.5%	129,819	122,203	94.1%	0	734	122,937	94.7%	
	豚	247	220	89.1%	1	1	222	89.9%	5	2.3%	312,300	245,116	78.5%	8	375	245,499	78.6%	
	採卵	113	104	92.0%	0	0	104	92.0%	4	3.8%	2,892,153	2,589,083	89.5%	0	0	2,589,083	89.5%	
	鶏	100	92	92.0%	0	6	98	98.0%	5	5.1%	3,794,264	3,522,164	92.8%	0	143,500	3,665,664	96.6%	
	計	3,788	3,650	96.4%	1	46	3,697	97.6%	112	3.0%	7,175,890	6,525,053	90.9%	8	144,609	6,669,670	92.9%	
宮崎県	牛	306	297	97.1%	0	9	306	100.0%	10	3.3%	18,351	17,837	97.2%	0	514	18,351	100.0%	
	肉用	7,263	6,869	94.6%	0	387	7,256	99.9%	313	4.3%	246,258	230,675	93.7%	0	15,359	246,034	99.9%	
	豚	515	467	90.7%	0	32	499	96.9%	14	2.8%	838,609	703,427	83.9%	0	45,697	749,124	89.3%	
	採卵	225	195	86.7%	0	29	224	99.6%	5	2.2%	5,134,519	3,844,040	74.9%	0	1,198,479	5,042,519	98.2%	
	鶏	786	688	87.5%	0	86	774	98.5%	18	2.3%	27,396,854	23,513,854	85.8%	0	3,392,700	26,906,554	98.2%	
	計	9,095	8,516	93.6%	0	543	9,059	99.6%	360	4.0%	33,634,591	28,309,933	84.2%	0	4,652,749	32,962,682	98.0%	
鹿児島県	牛	203	195	96.1%	0	1	196	96.6%	6	3.1%	15,222	15,222	96.7%	0	56	15,278	97.1%	
	肉用	6,766	6,061	89.6%	0	28	6,089	90.0%	177	2.9%	232,723	195,345	83.9%	0	1,244	196,589	84.5%	
	豚	511	409	80.0%	0	4	413	80.8%	20	4.8%	980,060	568,941	58.1%	0	100,811	669,752	68.3%	
	採卵	277	235	84.8%	0	11	246	88.8%	5	2.0%	9,526,308	7,543,490	79.2%	0	723,892	8,267,382	86.8%	
	鶏	536	483	90.1%	0	22	505	94.2%	9	1.8%	25,740,076	21,884,994	85.0%	0	651,722	22,536,716	87.6%	
	計	8,293	7,383	89.0%	0	66	7,449	89.8%	217	2.9%	36,494,906	30,207,992	82.8%	0	1,477,725	31,685,717	86.8%	
沖縄県	牛	79	48	60.8%	0	16	64	81.0%	0	0.0%	3,041	3,041	62.7%	0	1,053	4,094	84.5%	
	肉用	2,663	1,247	46.8%	97	198	1,542	57.9%	0	0.0%	68,536	38,058	55.5%	3,579	4,794	46,431	67.7%	
	豚	280	160	57.1%	2	3	165	58.9%	0	0.0%	228,021	123,097	54.0%	142	2,557	125,796	55.2%	
	採卵	193	104	53.9%	2	7	113	58.5%	0	0.0%	1,509,221	1,145,136	75.9%	1,200	314,150	1,460,486	96.8%	
	鶏	26	22	84.6%	0	0	22	84.6%	0	0.0%	654,755	572,402	87.4%	0	0	572,402	87.4%	
	計	3,241	1,581	48.8%	101	224	1,906	58.8%	0	0.0%	2,465,380	1,881,734	76.3%	4,921	322,554	2,209,209	89.6%	
	合計	52,816	40,985	77.6%	598	1,139	42,722	80.9%	3,874	9.1%	183,768,659	138,826,167	75.5%	1,160,023	15,711,886	155,698,076	84.7%	

- (注) 1 「埋却地等の確保の状況について」に基づき、都道府県が農林水産省に提出した調査票「埋却地等の確保の状況」を基に本省が作成した。
2 「うち、埋却地を確保している農場数(B)」又は「うち、埋却地が確保されている頭羽数(H)」は、「埋却地等の確保の状況について」に基づく報告のうち、「自己所有地」及び「借地」を集計したものである。
3 「焼却又は化製の措置を確保している農場数(C)」及び「焼却又は化製の措置が確保されている頭羽数(I)」は、「埋却地等の確保の状況について」に基づく報告のうち、「焼却」及び「レンダリング」(化製)を集計したものである。
4 「その他の措置で確保している農場数(D)」及び「その他の措置で確保されている頭羽数(J)」は、「埋却地等の確保の状況について」に基づく報告のうち、「その他」を集計したものである。
5 「報告のあった農場数(A)」及び「報告のあった頭羽数(G)」の「報告」とは、定期報告を示す。
6 「確保」とは、飼養されている全ての頭羽数について埋却地等を確保している状況を示す。
7 「承諾済」とは、全ての埋却地等について承諾が取れている状況を示す。

表 3-(3)-⑥ 埋却地等の確保が低調となっている府県の主な理由等

調査対象 道府県	確保率	確保率の低い主な理由等
宮城県	【農場数の確保率】 ・ 乳用牛農場 43.5% ・ 肉用牛農場 32.2% ・ 豚農場 40.7% 【家畜数の確保率】 ・ 肉用牛農場 39.6%	所有地が不足しているため、埋却地の確保が十分にできていない。 焼却施設については、県の廃棄物処理担当課からリストの入手はしているが、実際に使用できるか否かの調査は行っていない。また、県内に化製施設はない。
秋田県	【家畜数の確保率】 ・ 乳用牛農場 48.7% ・ 採卵鶏農場 54.6%	秋田県は水田が多く、家畜の所有者が確保できる埋却地が不足しているため、埋却地の確保が十分にできていない。 焼却施設については、使用の可否について確認を行ったが、施設側から住民からの同意は得られないとの回答があり、現実的に焼却施設での処理は不可能と判断している。
大阪府	【家畜数の確保率】 ・ 豚農場 3.6%	所有地内で埋却できるスペースがないため、埋却地の確保が十分にできていない。 移動式レンダリング装置の活用を考慮しており、現在、想定される設置場所の検討を進めている。
沖縄県	【農場数の確保率】 ・ 採卵鶏農場 58.5%	所有地が不足しているため、埋却地の確保が十分にできていない。また、沖縄県では土地に不発弾が埋没している可能性があるため、磁気探査を行う必要があるが、申請から実施まで時間が掛かる上、磁気探査は公共事業用地や住宅地が優先されることから、進んでいない。 焼却施設については、県内の 1 施設については、使用できることを確認しているが、それ以外の焼却施設については、焼却炉への搬入口が狭いことなどから、焼却処理に適していない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表 3-(3)-⑤-ii において、各畜種別の「農場数の確保率」及び「家畜数の確保率」が最も低い府県（確保率が 60%以上のものを除く。）の主な理由等である。

表 3-(3)-⑦ 近隣住民等からの承諾取得が低調な府県における承諾が得られない主な理由等

調査対象 道府県	近隣住民等の承諾率	承諾が得られない主な理由等
栃木県	乳用牛農場 0% 肉用牛農場 0% 豚農場 0% 採卵鶏農場 3.2% 肉用鶏農場 0%	家畜の所有者に対して、埋却地等の確保には近隣住民等へ事前に説明し承諾を得ておくことが望ましい旨伝えている。しかし、家畜の所有者が事前に説明し承諾を求めると近隣住民等から反対される可能性があり、仮に承諾が得られても実際の発生時には断られる可能性もあるため、家畜の所有者は、事前説明を行っておらず、承諾も得られていない。
大阪府	乳用牛農場 0% 肉用牛農場 0% 豚農場 0% 採卵鶏農場 0% (肉用鶏は農場なし)	家畜の所有者に対して、埋却地等の確保には近隣住民等へ事前に説明し承諾を得ておくことが望ましく、できるだけ説明し承諾を得てほしい旨伝えている。しかし、家畜の所有者は近隣住民等に説明を行っていないのが実態である。これは、事前に埋却地等について近隣住民等に説明を行い承諾を求めると、近隣住民等が不安な気持ちを抱き、拒絶されることが確実であり、発生してから説明すれば承諾を得られる可能性のあるケースまで、その芽を摘むことになるからである。
島根県	乳用牛農場 0% 肉用牛農場 0% 豚農場 0% 採卵鶏農場 0% 肉用鶏農場 0%	家畜の所有者に対して、埋却地等の確保には近隣住民等へ事前に説明し承諾を得ておくことが望ましい旨伝えているが、家畜の所有者は近隣住民等に説明を行っていないのが実態である。この背景には、平時から臭気などで近隣住民等に迷惑を掛けているという意識が家畜の所有者にあり、この上、埋却地の話を近隣住民等に説明して承諾を求めても確実に拒絶されると考えていることによる。
沖縄県	乳用牛農場 0% 肉用牛農場 0% 豚農場 0% 採卵鶏農場 0% 肉用鶏農場 0%	県としては、発生する前から説明・承諾が必要であるとは考えておらず、発生した際に説明し承諾を得ることが重要であると考えており、家畜の所有者に対しても事前に説明し承諾を得るような指導はしていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表 3-(3)-⑤-iiにおいて、各畜種別の「近隣住民等の承諾率」が低い4府県の主な理由等である。

表 3-(3)-⑧ 調査対象道府県又は家畜保健衛生所における埋却地の適地性の確認状況

調 査 対 象 機 関	調査結果
北海道(網走家畜保健衛生所及び十勝家畜保健衛生所)	適地性の確認よりも埋却地が使用できない場合に備えた公有地の確保を優先すべきと考えていることから、家畜の所有者から依頼された場合以外は特に適地性を確認していない。
宮城県(仙台家畜保健衛生所)	立入検査等により農場に往訪した際に、埋却地を確保しているかどうか、山林や田など埋却を行えない土地でないかどうかを確認することとしている。
宮城県(北部家畜保健衛生所)	立入検査等により農場に往訪した際に、埋却地を確保しているかどうか、面積的に十分なものか、重機が入れる場所かどうかについて確認している(埋却地が農場から近い場所にある場合には目視で確認し、離れた場所にある場合には家畜の所有者から聞き取りを行う。)
岩手県(県南家畜保健衛生所)	管内の農場数が多いことから、埋却地の有無までの確認にとどまっており、適地性についての確認は行っていない。
秋田県(北部家畜保健衛生所)	飲用水源、人家及び道路に近接していないか、埋却を行うのに必要な面積か、重機等が入れるか、伐採が必要となる山林を埋却地としていないか等について目視で確認し、家畜の所有者に対して埋却地の試掘を行うよう助言している。
栃木県(県北家畜保健衛生所)	各農場を巡回する際に、埋却地を確認し、山林、急傾斜地、遠隔地など埋却地として適当でない土地については、可能な限り、埋却可能な土地に変更するよう家畜の所有者に助言している。
群馬県(中部家畜保健衛生所)	県内においては、地質、地下水、水位などの点で埋却地に適していない土地が大部分であり、全ての家畜の所有者が埋却に適した土地を確保できる状況にないことから、家畜の所有者にはできる限りの範囲で埋却地を確保するよう指導するにとどめ、適地性の確認までは行っていない。
新潟県	埋却地については、各家畜の所有者から提出された定期報告により、埋却地の有無を確認し、また、地図情報による場所の把握は行っている。しかし、県内においては、水田など埋却地に適していない土地が多く、全ての家畜の所有者が埋却に適した土地を確保できる状況にないということが明らかなることから、適地性の確認を行っても埋却不適の土地に代わる代替策が難しいため、適地性の確認は行っていない。
山梨県(西部家畜保健衛生所)	立入検査等により農場に往訪した際に、埋却地について、所在地、広さ、すぐに埋却できる土地か(林などではないか)等について確認している。各農場における埋却地の場所は、川から近いかなどについても地図上で確認している。
愛知県(中央家畜保健衛生所及び東部家畜保健衛生所)	現地を見て、周囲の状況等から埋却地として支障がないか確認している。

調 査 対 象 機 関	調 査 結 果
大阪府(大阪府家畜保健衛生所)	埋却地については、家畜の所有者からの定期報告で把握した上で、立入検査や家畜の検査等により農場に往訪した際に、埋却地が農場近くにある場合にはその面積について現地確認をしているが、他にも多くの検査や確認を行わなければならないため時間的余裕がなく、埋却地のその他の要件についての確認や、埋却地が農場から遠隔にある場合の現地確認はしていない。
鳥取県(倉吉家畜保健衛生所)	家畜の所有者が確保した埋却地については、面積、地下水脈の有無、川に近いかなどについて確認している。
島根県(出雲家畜保健衛生所)	1,000羽以上の鶏農場に対して、県土木部局、市町と共同で現場立会検討会を実施し、①埋却地、農場等の地形、②進入道路の状況、③周辺民家等の状況について実施調査し、適地性の確認を行っている。
福岡県	平成24年度及び26年度に、県内の4家畜保健衛生所に指示し、県内の家畜の所有者が確保した埋却地について、必要な面積、周辺環境、作業環境等について確認し、AからEまでの五段階で評価する適地性の評価を実施している。
熊本県(中央家畜保健衛生所)	管内の農家数が多いことから、埋却地の確認については、飼養家畜数に見合った面積が確保されているかについてのみ確認している。今後、水源などのその他の観点からの確認を予定している。
宮崎県(宮崎家畜保健衛生所)	農場巡回時に、埋却地の広さや川に近くないかなどについて確認している。
鹿児島県	農場への立入検査の際に、埋却地の適地性について、車両や重機の搬入は可能か、土砂崩れや浸食のおそれはないか、取水池に近接していないか、平坦地であるか、埋却用の溝を設ける作業は容易にできるか、伐採に時間が掛かる木が茂っていないかを目視で確認している。
沖縄県(中央家畜保健衛生所)	飼養家畜数に見合った面積が確保されているかについて確認しているほか、土地が岩盤になっていないか、川に近接していないかなどについて確認している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 新潟県、福岡県及び鹿児島県については、県本庁担当課に対する調査において把握したため、県単位としている。

表 3-(3)-⑨ 県が適地性を確認し、「面積は十分で埋却にも問題なし」と評価した土地の適地性に疑問がある例

調査対象 道府県	調査結果
福岡県	<p>調査対象市町村に所在する乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及び肉用鶏を飼養している 86 農場（平成 26 年 7 月末日現在。「衛生管理の状況等の報告通知」に基づき報告された農場数）から 6 農場を抽出して、これらの農場が確保している埋却地について、①内水面からの距離、②文化財保護法第 93 条の規定に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地（以下「包蔵地」という。）内の所在の有無（注）について調査した結果、内水面（ため池）からの距離が 100m 以内となっているものや包蔵地内に所在しているものがそれぞれ 1 農場あり、埋却地の適地性に疑問がある例がみられた。</p> <p>なお、当該 2 農場について、平成 24 年度に福岡県畜産課が埋却地の適地性を評価した結果は、いずれも「A（面積は十分で埋却にも問題なし）評価」となっている。</p> <p>（注）国防疫マニュアルにおいては、埋却地に関する要件として、「内水面からの距離」については、河川、湖、池等に近い場所を避ける必要があること、諸外国では 30～100m 離れていることが選定条件になっていることが明記されているとともに、文化財が埋蔵されていないことも確認するよう求めている。</p> <p>当該調査結果について、福岡県畜産課は、i) 内水面からの距離が 100m 以内となっている農場については、100m 以内であっても直ちに問題にはならないと判断したこと、ii) 埋却地が包蔵地内に所在した農場については、埋却地の外観が耕作地であり、遺跡（包蔵地内）であることは確認できなかったことから、A ランクで評価したとしている。</p>

（注）当省の調査結果による。